

## 東浦町経済対策信用保証料補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、愛知県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証によりセーフティネット融資を受けた町内の中小企業者に対し、当該セーフティネット融資に係る信用保証料の一部を補助することにより中小企業者の負担軽減を図り、経営の健全化に寄与することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助対象者は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項又は第6項の規定に基づき町長の認定を受けた者で、セーフティネット融資に係る信用保証料を保証協会に支払ったものとする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算で定める範囲内の額で10万円を限度とし、その額に100円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金融機関からの貸付後30日以内に、当該金融機関からの保証料支払証明を受けた経済対策信用保証料補助金交付申請書（様式第1）に町税の納税証明書（未納がない証明書）及び保証協会からの信用保証書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する町税の納税証明書（未納がない証明書）は、申請者が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書（様式第1の2）をもってこれに代えることができる。

### (補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、要件に適合していると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、経済対策信用保証料補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

### (補助金の交付請求)

第6条 申請者は、前条の交付決定の通知を受けたときは、速やかに経済対策信用保証料補助金交付請求書（様式第3）を町長に提出しなければならない。

### (適用除外)

第7条 第2条の規定にかかわらず、町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者は、補助金の交付をしないものとする。

- (1) 信用保証料の分割納付を希望した者
- (2) 第4条に規定する期間内に申請書を提出しない者

(3) 町税の滞納のある者

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又はセーフティネット融資に関し不正の行為があったとき。

(2) この要綱又は町長の指示に違反したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月18日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

経済対策信用保証料補助金交付申請書

年 月 日									
東 浦 町 長									
郵便番号									
住所 (営業場所)									
法人名 (屋号)									
代表者 (氏名)									
東浦町経済対策信用保証料補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請しますので、補助金の交付をお願いします。									
記									
申請金額	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>							円	
融 資 金 額	万 円	融 資 期 間	か 月						
融 資 年 月 日	年 月 日	保 証 料 額	円						
保 証 番 号									
<b>【金融機関信用保証料支払証明】</b>									
上記の融資について、融資手続を完了し、保証料の支払を済ませたことを証明します。									
取扱金融機関 代表者名									

様式第1の2(第4条関係)

町税納付状況確認同意書

年 月 日

東浦町長

(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

東浦町経済対策信用保証料補助金交付に係る審査を行うため、町担当者が私の町税の納付状況について、調査することに同意します。

※この同意書を提出されない場合は、町税の納税証明書(未納がない証明書)の添付が必要となります。(手数料200円)

処理欄(申請者は以下記入不要)

年 月 日

課長

課長

上記申請者について、東浦町へ納付すべき町税に未納がないことの有無を確認願います。

【 課職員確認欄】

上記の申請者については、町税の未納が  ある  ない ことを確認した。

年 月 日

確認者 \_\_\_\_\_

様式第2（第5条関係）

第 年 月 日  
号

様

東浦町長

印

経済対策信用保証料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東浦町経済対策信用保証料補助金につきまして、下記のとおり交付することを決定します。

記

経済対策信用保証料補助額

金 \_\_\_\_\_ 円

様式第3（第6条関係）

経済対策信用保証料補助金交付請求書

年 月 日

東 浦 町 長

郵便番号

住所（営業場所）

法人名（屋号）

代表者（氏名）

東浦町経済対策信用保証料補助金交付要綱第5条の規定に基づき、交付決定のあった補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額

--	--	--	--	--	--

円

振込口座	金融機関名	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	